

# 岡山県立烏城高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年5月 策定 令和5年4月 改訂

## いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間10件前後で推移しており、1年生が半数を占め、上級生になるに従って減少している。最近では、SNS等の普及に伴い、インターネットや携帯電話などの情報機器を使用した生徒間トラブルが原因となっているものが増加している。本校では、学校への携帯電話の持ち込みを制限しておらず、ほとんどの生徒が携帯電話を所持しており、潜在化するいじめの問題への対応が必要となっている。現在、いじめ防止・対策委員会および生徒課を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ防止・対策委員会を組織する。いじめ防止・対策委員会には、生徒課長以外にも各課・室、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のインターネットや携帯電話などの利用に関するアンケートを行い、その結果を基に、教員研修や保護者への啓発を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。

・いじめの早期発見のために年間2回の学校生活アンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有を図る。

＜重点となる取組＞

- ・インターネットや携帯電話などの情報機器を使用したいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・いじめの実態に応じて、段階的に臨床心理士やSSWなどの外部機関との連携を深め、いじめの早期発見に努めるとともに、その解決に組織的にあたる。
- ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、教科「情報」の科目において、いじめ防止に向けて計画的に授業を実施する。
- ・いじめを訴える力の育成をするため、教職員が生徒に語りかける回数を増やし、風通しの良い環境を整備する。加えて、STANDBY(いじめの早期発見や早期相談を実現するアプリ)の導入促進を図り、訴えやすい環境を整備する。

### 保護者・地域との連携

#### ＜連携の内容＞

・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。

・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

### 学 校

#### いじめ防止・対策委員会

##### ＜いじめ防止・対策委員会の役割＞

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

##### ＜いじめ防止・対策委員会の開催時期＞

・年2回

##### ＜いじめ防止・対策委員会の内容の教職員への伝達＞

・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は打ち合わせ等で伝達

##### ＜構成メンバー＞

・校外  
岡山県生涯学習センター所長

・校内  
校長、教頭(2人)、(主幹教諭)、生徒課長、生徒課副課長、教育相談室長、学年主任(3人)

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

#### ＜連携機関名＞

・県教育委員会

#### ＜連携の内容＞

・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣

#### ＜学校側の窓口＞

・教頭

#### ＜連携機関名＞

・川崎医科大学精神科教室

#### ＜連携の内容＞

・いじめ事案に対するケース会議等

#### ＜学校側の窓口＞

・教育相談室長

## 学校が実施する取組

① いじめの未然防止	<p>(教員研修)</p> <p>・教職員の指導力向上のための研修として、大学から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。</p> <p>(啓発活動)</p> <p>・年度当初の全体オリエンテーション、学年オリエンテーションや、年間をととして学年集会などの機会をとらえて、いじめ防止の意識を高める。</p> <p>(情報モラル教育)</p> <p>・携帯電話やインターネットを使用した誹謗・中傷によるいじめに対しては、教科「情報」の科目において、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるさせる。</p> <p>(家庭への啓発)</p> <p>・インターネット、携帯電話等の情報機器を使用したいじめの認知につながるよう、国が作成した、保護者向けのパンフレットを配布して、家庭における啓発を行う。</p>
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <p>・生徒の実態把握のためのアンケートを年間2回実施し、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p>(相談体制の確立)</p> <p>・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</p> <p>・外部からの相談活動を、大学院生カウンセリングを年間26回、臨床心理士カウンセリングを年間20回行い、相談活動の中でいじめの早期発見を図る。</p> <p>(情報共有)</p> <p>・毎週1回、定期的に教職員の情報交換会を実施し、学年、クラスの枠を超えて情報共有できる体制をつくる。</p>
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <p>・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</p> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <p>・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ防止・対策委員会を開催する。</p> <p>・いじめ防止・対策委員会は、外部関係機関と連携をとり、組織的な対応を図る。</p> <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <p>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。</p> <p>(いじめた生徒への指導)</p> <p>・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</p>